

国保制度を 崩壊させないために

特定非営利活動法人 ローカルガバメント・ネットワーク
理事長 堀 博晴



北海道釧路町の窓口からの視点

収納率を上げるために

私は収納率を上げるために徴収吏員が「やってはいけない4悪」をやめれば収納率は確実に上がると思っています。4悪とは「時効を出すこと」「安易に少額分納を認めること」「集金をして歩くこと」「延滞金を取らないこと」です。

①時効を出さないようにしましょう

皆さんご存知かもしれませんが、昨年の3月29日に大阪地裁で一つの判決が出ました。以下に「msn産経新聞ニュース」に書かれていたまま書きます。お読みください。

「徴収を怠り時効成立」堺市長に賠償請求命じる 旧美原町の税・国保料めぐる訴訟
2013.3.30 00:09

大阪府の旧美原町(現堺市美原区)が、滞納された町税や国民健康保険料の徴収を怠ったため回収できなくなつて損害が生じたとして、住民が堺市に対し、当時の高岡寛町長や担当職員らに計約3億9000万円を賠償請求するよう求めた4件の住民訴訟の判決が29日、大阪地裁であった。

山田明裁判長は「担当職員は徴収を怠つた上、適切な処理をしなかつたため、徴収の時効も成立してしまつた」と認定。担当部長ら職員延べ10人に対し、計約1600万円を請求するよう竹山修身(おさみ)堺市長に命じた。

一方、高岡元町長ら幹部の責任は「問題が発覚するまで部下から報告がなく、指揮監督する義務がなかつた」と判断し、原告側の請求を退けた。

判決によると、平成15年5月、町税と国保料の長期滞納者の問題が発覚。16年度の未徴収額は国保料が約2億6000万円、町民税や固定資産税、軽自動車税は計約3億8000万円に上つた。



①、②の拡大

旧美原町は17年2月、堺市と合併した。

この記事をお読みになつて、皆さんはどう思いましたでしょうか。
「明日は我が身?」と思われた方もいるのではないだろうか。

国保料は時効が2年なので全事に目が届かない。時効が5年の国保税であっても「賦課の仕事をやりながら収納事務もやっているから」とか、「一人当たりの持ち人員が多いから」手が回らないということをよく聞きます。

手が回らないからと言って放置しておけば当然のことですが時効となります。今回の判決は退職や異動をしても、不作為の責任を免れる

ことはできないといっているような気がします。

時効をめぐる訴訟は何件かありますがほとんど敗訴しています。行政側の不作為ですから当然といえば当然です。ほとんどというのは高知県安芸市のように和解になった例もあるからです。

皆さんは、滞納者に時効を出していることを知られ、「俺の時効にしろ」と言われたら返す言葉はありますか？

もし時効となっているものがあれ

件数	21	25	20	28	41	1	1	142
不納金	21	25	20	28	41	1	1	142

③の拡大。日々の滞納処分の実績がわかるように示されている



④の拡大。動産の差押え（捜索）をしていることを示している

ば、不納欠損で落とし二度と時効を出さない取り組みを徴収職員個人任せではなく、組織としておやりになることが大切だと思います。

② 安易な小額分納を認めるな

国保料(税)は1年分を何期かに分けて払ってもらっています。私から言わせればもともと分納なのです。しかし、本料(税)に追いつかない小額の分納を認めていますか。滞納者の言いなりになって発生に追いつかない分納を認めてしまう。これでは滞納整理の仕事をしているとはいえないです。むしろ滞納の山を築いていることになりませう。

たとえば50万円の滞納で月1000円の分納を認めてしまう。そしてこの1000円を「毎月とること」や「分納の管理」が仕事だと

思っていないでしょうか。

私がこの事実を知ったら私も毎月1000円にしてくれと言いにいきます。はたしてこの申出に抗弁できる人はいるでしょうか。

やはり、滞納者の財産調査を徹底して行うことや、毎月の収入と支出がどうなっているのかを滞納者自身に把握させ、本当に1000円しか払えないのかどうかを確認する必要があります。そして財産があれば差押え、なければ停止とする判断が必要だと思います。

③ 集金して歩くのをやめよう

最近では集金をして歩く自治体は少なくなってきましたが、職員や嘱託員が毎月集金をして歩いている

自治体がまだあります。徴収吏員の仕事を集金と勘違いしているのです。滞納者に分納誓約(小額の)をしてもらって毎月だからと保険料(税)を集めて回る。それが仕事だと思いついてるのです。

